

令和元年度台風第19号災害により被害を受けた佐野市あそ商工会員の皆様へ

小規模事業者の事業再建を支援！

令和元年度 被災小規模事業者再建事業

持続化補助金台風19号型

令和元年10月の台風第19号により被災（直接的・間接的）した小規模事業者が、商工会の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建と経営計画に沿った販路開拓の取り組みに要する経費の一部を補助するものです。

また、今回の公募においては、特例として、令和元年10月10日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

募集期間

受付開始：複数回の公募が予定されておりますので、お早めに商工会までお問い合わせ下さい。

補助事業対象者

被災した事業所が栃木県内にあり、台風第19号の災害により直接的・間接的（※1）に影響を受けた小規模事業者（※2）

※1. 台風19号の災害により自社の事業用資産に損壊等の直接被害を受けた、もしくは売上減の間接被害が生じた事業者であること。

※2. 小規模事業者の定義

商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助額

補助対象経費の **2/3** 以内 【補助上限額 200 万円】

問合せ先

佐野市あそ商工会

TEL. 0283-62-3655（本所）、TEL. 0283-85-2539（支所）

申請にあたっては経営計画書の作成、商工会の支援が必要です。

締め切りまでに余裕をもって商工会にご相談ください。

令和2（2020）年1月版

栃木県地域企業再建支援事業費補助金 （自治体連携型補助金）の御案内



令和元年台風第19号により被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、事業再建に向けた取組に要する経費の一部を補助します。

受付締切

令和2（2020）年2月14日（金）（第1回受付締切）

補助額・対象経費

補助上限額 **2,000万円**
補助率 **2/3以内**

機械装置等費	広報費	展示会等出展費
旅費	開発費	資料購入費
雑役務費	借料	専門家謝金
専門家旅費	車両購入費	設備処分費
委託費	外注費	

「小規模事業者」に該当する場合は、補助下限額が200万円になります。

重要

- 保険等の支払いの対象となるものは対象経費から除外されます。
- すでに支出済みの経費であっても、対象となる場合があります。
- 事業再建・生産性向上に寄与する取組であることが必要です。

申請書類

「**栃木県地域企業再建支援事業費補助金**」で検索

- 1 被災状況報告書
- 2 経営計画書
- 3 補助事業計画書
- 4 暴力団排除に関する誓約書
- 5 認定経営革新等支援機関確認書
- 6 保険加入同意書
- 7 被害状況が分かる資料（公的証明等）
- 8 県税に未納がないことの証明書
- 9 履歴事項全部証明書
- 10 直近1期分の決算報告書の写し
- 11 補助対象経費の根拠が分かる資料
- 12 車両購入の理由書（該当がある場合）
- 13 保険・共済等の内容・受取金額が分かる資料

- 各書類の詳細については県ホームページに掲載されている**公募要領**を御覧ください。
- 各種様式は県ホームページから**ダウンロード**できます。
- この他、審査に際し必要な書類の提出をお願いする場合があります。



佐野市あそ商工会「中小企業等グループ補助金」グループ組成
構成員募集のお知らせ

佐野市あそ商工会では、台風19号で被災された事業者の皆様の復旧を目指し、以下によりグループを組成いたします。申請・参加をご希望の事業者様はお申し込み下さいますようお願いいたします。

1 グループ補助金の概要

グループ補助金は、2社以上のグループを組成し事業計画に基づき事業者が行う施設・設備の復旧等の費用の一部を補助します。(3/4補助、上限15億円) ※原則、「元に戻す費用」に限定。

2 グループの概要

- (1) グループ名称 : 「佐野市あそ商工会復興グループ」
- (2) グループ機能の属性 : 地域生活・産業基盤型
- (3) グループの代表 : 佐野市あそ商工会長
- (4) グループ構成員 : 佐野市内で令和元年台風19号で被害を受けた中小企業者等

3 グループとして共同で行う復興事業の内容について

共同事業 「災害対応に関する内容」

- ・BCP(事業継続計画)の策定
- ・防災・災害対応時の知識習得
- ・防災・減災に関する意識の啓発活動

令和2年6月以降(予定)、継続的に実施

4 タイムスケジュール

①栃木県 第2回受付締切: 令和2年1月17日(金)

→ 令和2年1月10日(金)午後5時までに商工会へ「グループ参加申込書」、「事業者別復興事業計画書」を提出下さい。

第3回受付締切: 令和2年2月28日(金)

→ 令和2年2月21日(金)午後5時までに商工会へ「グループ参加申込書」、「事業者別復興事業計画書」を提出下さい。

※佐野市あそ商工会が復興事業計画書等を栃木県に申請

※構成員は事業者別の補助金交付申請書を合わせて申請することも可

②栃木県 グループ認定: 受付締切から1ヶ月半程度

※①で商工会と一緒に補助金交付申請書を提出した事業者は同時に交付決定見込み

③グループ認定後、各構成員の各々が栃木県に補助金交付申請

④各構成員が各々に栃木県から補助金の交付決定通知

⑤各構成員が各々に事業計画の実施

⑥各構成員が各々に事業計画を完了し実績報告書を提出

⑦各構成員が各々に栃木県に請求書等の提出→入金

5 お問い合わせ

その他詳細については、佐野市あそ商工会までお問い合わせください (Tel: 62-3655)

申請をご検討される方は、商工会までご連絡ください。 (Fax: 62-7915)

事業所名:	住所:
TEL:	FAX: